

柴田町制限付一般競争入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月13日

柴田町長 滝 口



1. 入札に付する工事

- (1) 工事番号 上下水一般6号
- (2) 工事名 令和7年度 柴田町・大河原町公共下水道事業
鷺沼排水区1号雨水幹線整備工事その2（繰越明許）
- (3) 施工場所 柴田町大字船岡字清住町 地内
- (4) 工期 契約日の翌日以降から令和8年10月30日まで
- (5) 工事概要

本件は、鷺沼排水区の浸水被害の軽減を図るため鷺沼1号雨水幹線整備を行うものです。

工事内容としてボックスカルバートを据付し、雨水排水能力の向上を図るため実施するものです。

施工延長	L=39.5m
ボックスカルバート設置 (2.0×2.0m)	L=35.3m
ボックスカルバート設置 (1.0×1.0m)	L= 4.2m
薬液注入工	N= 35本

- (6) 支払条件 前払い 有 支払限度額 契約額の40%以内
中間前払い 有 支払限度額 契約額の20%以内

2. 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度柴田町競争入札参加資格の承認を受けていること。
- (2) 宮城県内の名取市、岩沼市、角田市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町に本店または(1)の承認を受けた委任先を有する事業者であること。
- (3) 柴田町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について完納していること。
- (5) 建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていること。
- (6) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」の総合評定値(P)が750点以上であること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続き等

- (1) 設計図書の閲覧 令和8年5月13日(水)から令和8年6月8日(月)午前10時まで
柴田町ホームページにより公開

- (2) 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記載し、電子メールまたはFAXより提出すること。(押印不要)

提出先 E-mail : sewer@town.shibata.miyagi.jp (上下水道課 下水道班)

FAX : 0224-58-1192

① 質問の受付期間

・令和8年5月13日(水)から令和8年6月8日(月)午前10時まで

② 回答書の日時

・令和8年6月9日(火)午前10時

※質問があった場合は、申込全社にFAXで回答する。

- (3) 入札参加の申請等

① 提出書類

イ. 制限付一般競争入札参加申請書(様式1、様式1資料)

ロ. 建設業許可書の写し

ハ. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ニ. 納税証明書の写し 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことを確認できるもの

ホ. 返信用封筒(切手貼付、住所及び名称記載)

※入札参加資格審査結果通知送付用(直接受取の場合は不要)

- ② 申請書の交付 柴田町ホームページからダウンロードしてください。

- ③ 申請書の受付 下記の期間、持参もしくは郵送で受け付ける。

・令和8年5月13日(水)から令和8年6月9日(火)午後3時まで ※必着

- ④ 申請書提出部数

・正本1部とする。

- ⑤ 申請書提出先 〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号
柴田町役場 上下水道課 下水道班

4. 参加資格の審査等

入札参加資格の適格、不適格について令和8年6月12日(金)に入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

5. 入札に関する事項

- (1) 入札執行の日時及び場所

① 日 時 令和8年6月18日(木) 午前10時10分

② 場 所 柴田町保健センター3階 入札室

- (2) 入札保証金は免除とする。
- (3) 入札参加者は、誓約書及び入札参加資格審査結果通知書（原本）を持参すること。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (5) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。
- (6) 工事費内訳書の提出について
 - ①入札参加者は、初度の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
 - ②工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。用紙については、日本産業規格A列4番とする。
- (7) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに制限付一般競争入札参加心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。
なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
- (9) 書留郵便による入札
書留郵便による入札を希望する場合は、入札書(封かん)、内訳書、誓約書、入札参加資格審査結果通知書(写し)を同封し入札執行日の前営業日(令和8年6月17日(水))必着とすること。
このとき、開封・開札は入札執行時刻に行い、書類の不足が無い場合に限り初度の入札にのみ有効とする。

6. 落札者の決定等

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち、最低制限価格以上予定価格以下で入札した者を落札者とする。初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、初度の入札において最低制限価格より低い価格で入札した者は、失格とする。
- (2) 入札執行の回数は、2回を限度とする。

7. 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。詳細は、別冊契約保証に関する説明事項のとおりとする。

8. 契約の締結

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

9. その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読のうえ遵守すること。
- (2) 本工事は、週休2日工事【発注者指定型（現場閉所型）】の対象である。

(3) 本工事は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領及び営繕工事における週休2日促進工事要領を準用し、行うこととする。

(4)その他の不明点については、下記に照会のこと。

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号

柴田町役場 上下水道課 下水道班

電話：0224(55)2118 内線273

FAX：0224(58)1192